

労働保険は

事業主のみなさまへ

商工会の事務組合へ

労働保険の加入手続きはお済みですか？

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称です

労働保険は、労働者が安心して安全に働けるための制度で、政府が管理、運営している強制保険です。原則として、労働者を1人でも雇ったら、加入手続きを取り、労働保険料を納めなければなりません。また、労働災害により負傷した場合などは、健康保険は使えません。



【労災保険】とは

労働者が業務上の事由、または通勤によって負傷された場合、被災労働者を保護する保険給付を行うものです。

【雇用保険】とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進するための必要な給付を行うものです。

労働保険料はいくら支払う？

1年間に労働者に支払う賃金が310万円(従業員1名、毎月20万円×12ヶ月+賞与70万円)の小売業を営んでいる場合。

労働保険料 = 賃金総額 × (労災保険率 + 雇用保険率)
労災保険率 3.5/1000(小売業)
雇用保険率 9/1000(うち被保険者負担分は3/1,000)

3,100千円(賃金総額) × (3.5 + 9)/1000(労災保険率 + 雇用保険率) = 38,750円(労働保険料)

※この場合の事業主負担分は、雇用保険の被保険者負担分(9,300円)を除いた額(29,450円)となります。
(平成29年度の料率による試算)

労働保険事務組合のメリット！

①特別加入制度…従業員とともに働く事業主及び家族従業員も労災に加入できる

②労働保険料を金額にかかわらず年3回に分割納付できる

③わずかな費用で、事業主自身の事務処理負担が軽減されます

委託費用は、

幸手市商工会の労働保険事務委託手数料は、従業員の数をもとに計算をします
例えば、
従業員5人未満の場合、労災保険料4320円
雇用保険料6480円
合計10800円(年間手数料)で始められます。別途、特別加入は1名につき2160円

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります

雇うことは、加入すること

労働保険

未加入はご注意！

事業主が故意または重大な過失により労働保険の加入手続きをしていない期間中に労働災害が生じ、国が労災給付を行った場合には、事業主から保険料を遡って徴収するほかに労災給付に要した費用の全部または一部を徴収することになります

労働保険事務組合の加入は
幸手市商工会へ
電話0480-43-3830